

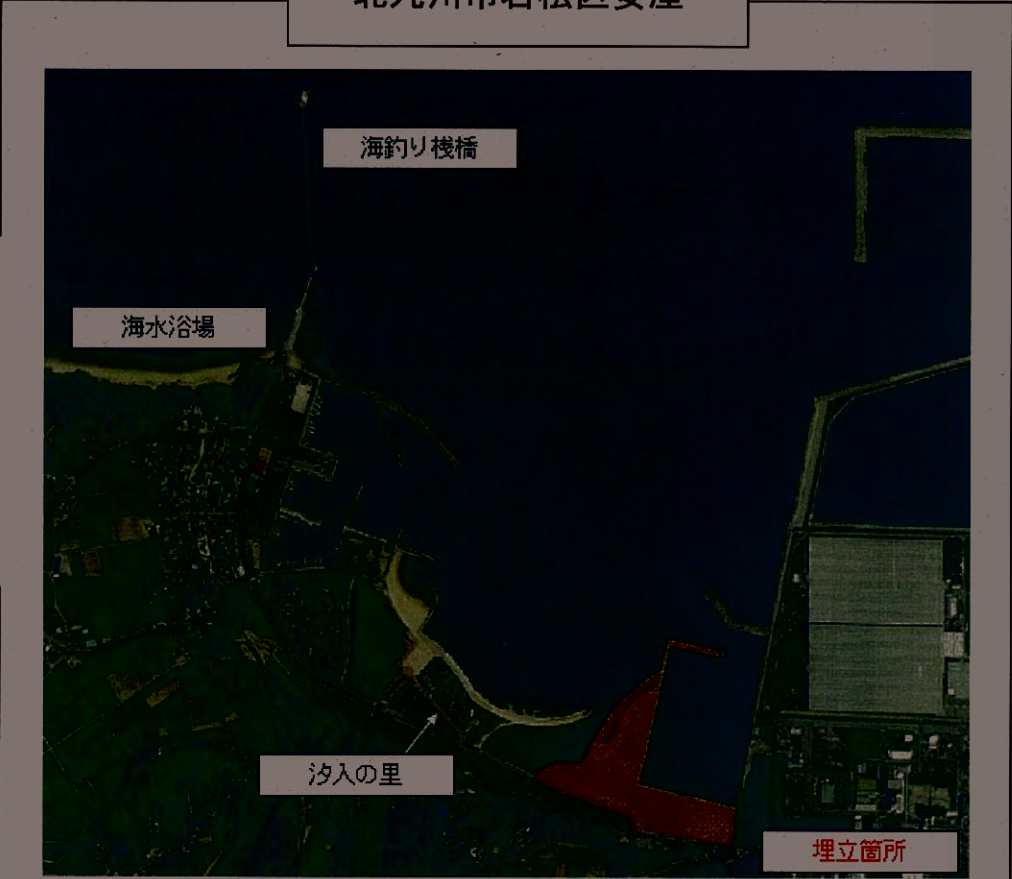
平成 2 3 年度 福岡県土地利用基本計画の変更（案）について

（ 説 明 資 料 ）

整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置 (予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
1	北九州市都市地域 (拡大)	4		都市	公有水面埋立により生じる土地であり、行政区域全体が都市計画区域であるため、現在の都市計画区域と一体の都市計画区域とする必要がある。	海洋レクリエーション拠点として、漁村と都市住民との交流を図るなど、現行の都市地域との一体的な利用を図る。	都市計画区域区分の指定済 (平成24年度市街化調整区域に区分)

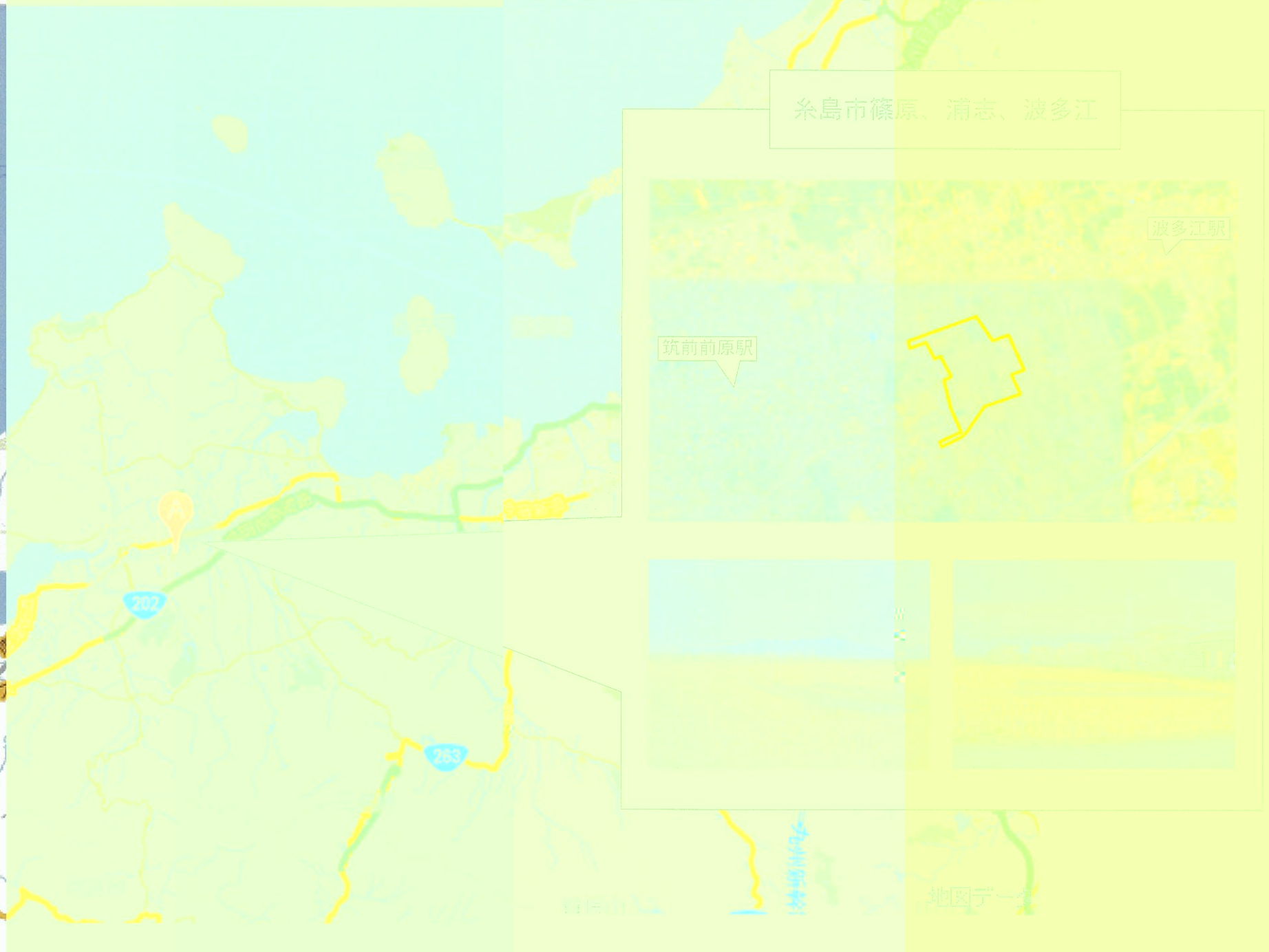


北九州市若松区安屋



整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		備考
			変更前 (ha)	変更後 (ha)	
2	糸島農業地域 (縮小)	20	都市 農業	20 20 都市	重複に 理る。

変更する地域・区域の 必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置 (予定)
<p>市街化区域に隣接し、交通利便性が高い区域において、住宅地の整備を図るもので、農業的土地利用の調整の結果、都市的土地利用を優先する。</p>	<p>市街化区域に隣接し、交通利便性が高い区域において、住宅地の整備を図るもので、農業的土地利用の調整の結果、都市的土地利用を優先する。</p>	<p>糸島農業振興地域の変更 (平成24年度) 都市計画区域区分の変更 (平成24年9月市街化区域編入)</p>



整理 番号	変更地域名	変更部分 面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の 変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置 (予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
3	田川農業地域 (拡大)	7	都市	都市 農業	育苗施設及び花卉栽培施設の機能を拡充し、地域の農業振興の拠点とすることを旨としており、農業振興地域内の農用地区域として設定する必要がある。	地域の農業振興に寄与すべく、現有施設の機能拡充を図る結果、都市的土地利用との調整を優先する。	田川農業振興地域の変更 (平成23年度)



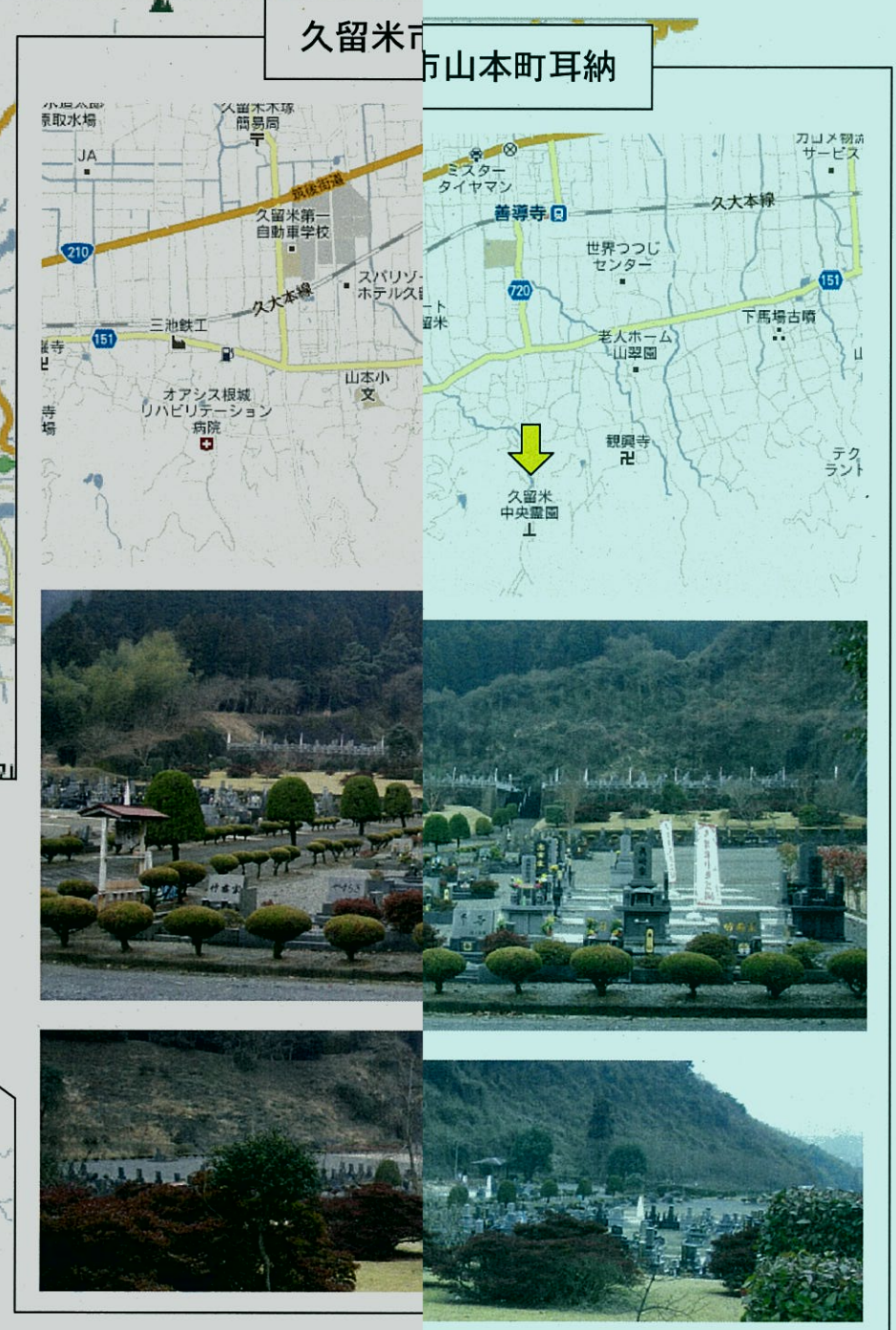
整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置 (予定)	
			変更前 (ha)	変更後 (ha)				
4	筑紫野森林地域 (縮小)	2	都市 森林	2 2	都市	他用途転用（住宅団地の造成）により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。	森林として復元される見込みがないことが確認され、今後、森林として利用すべき土地ではない。	福岡地域森林計画の発効 (平成27年度)



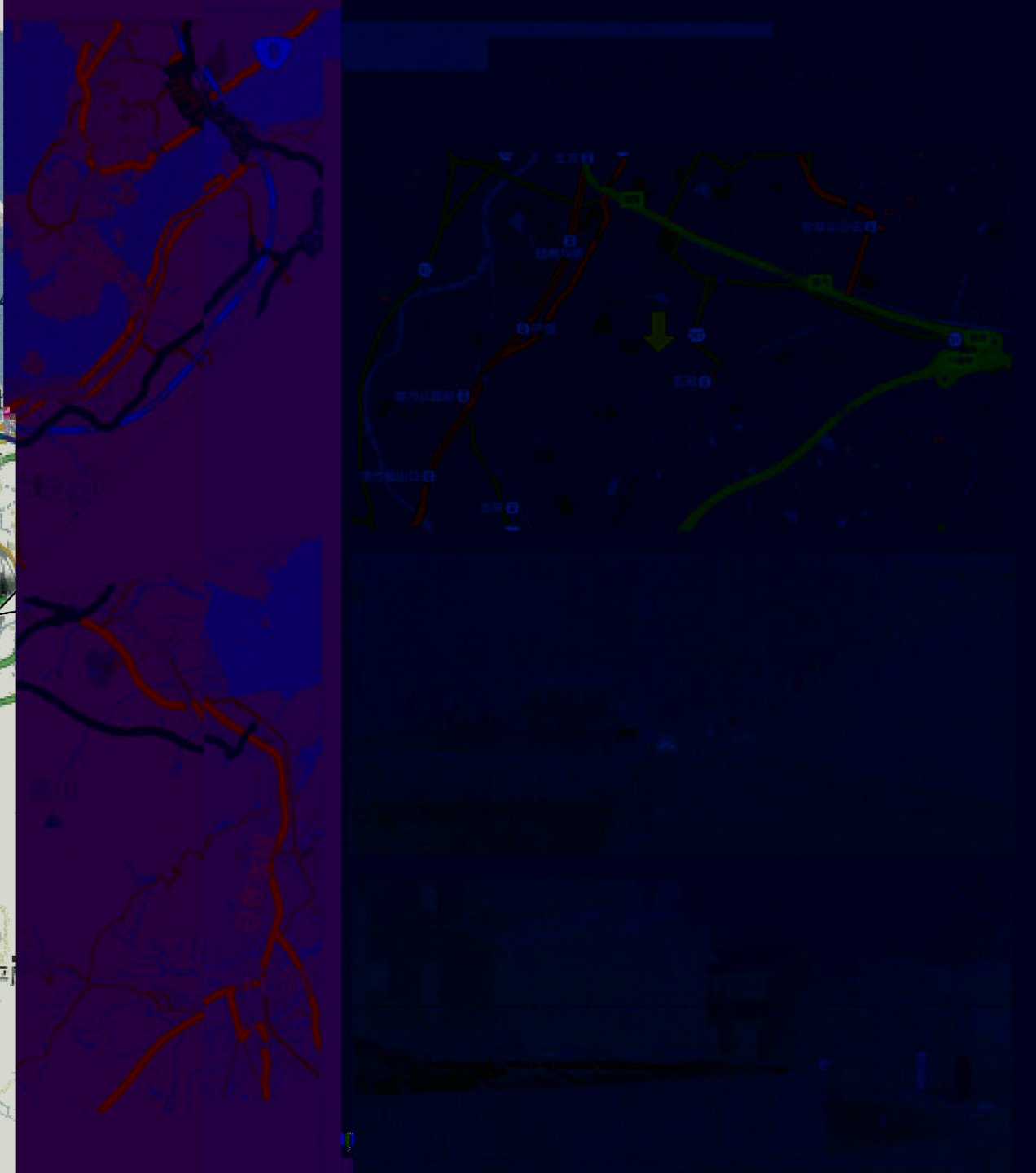
地図データ ©2012 Google, ZENRIN



整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置 (予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
5	久留米森林地域 (縮小)	2	都市 農業 森林	2 2 2 都市 農業	他用途転用（霊園用地の造成）により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。	森林として復元される見込みがないことが確認され、今後、森林として利用すべき土地ではない。	筑後・久留米 (平成26年度) 部川地域森林計画の発効



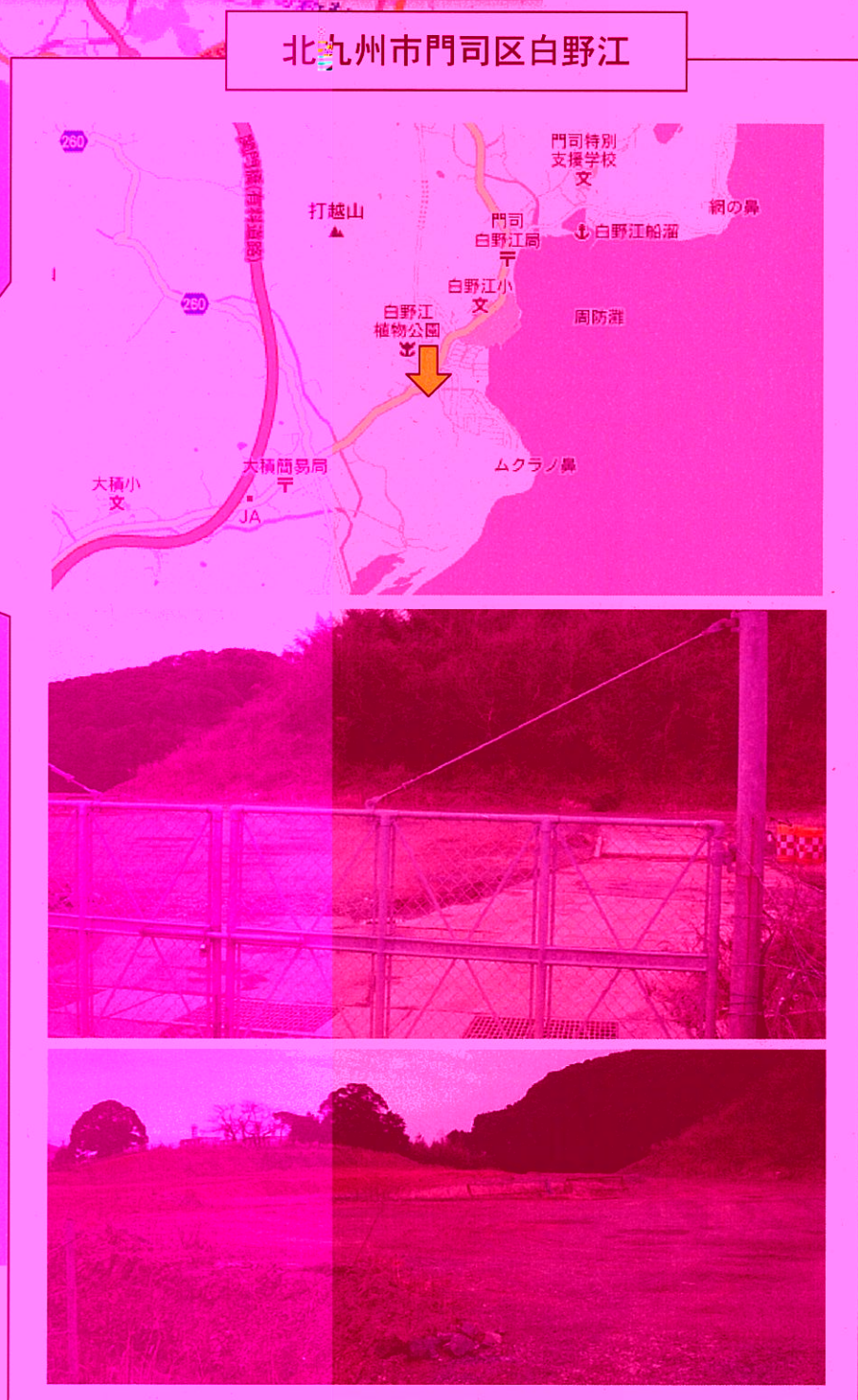
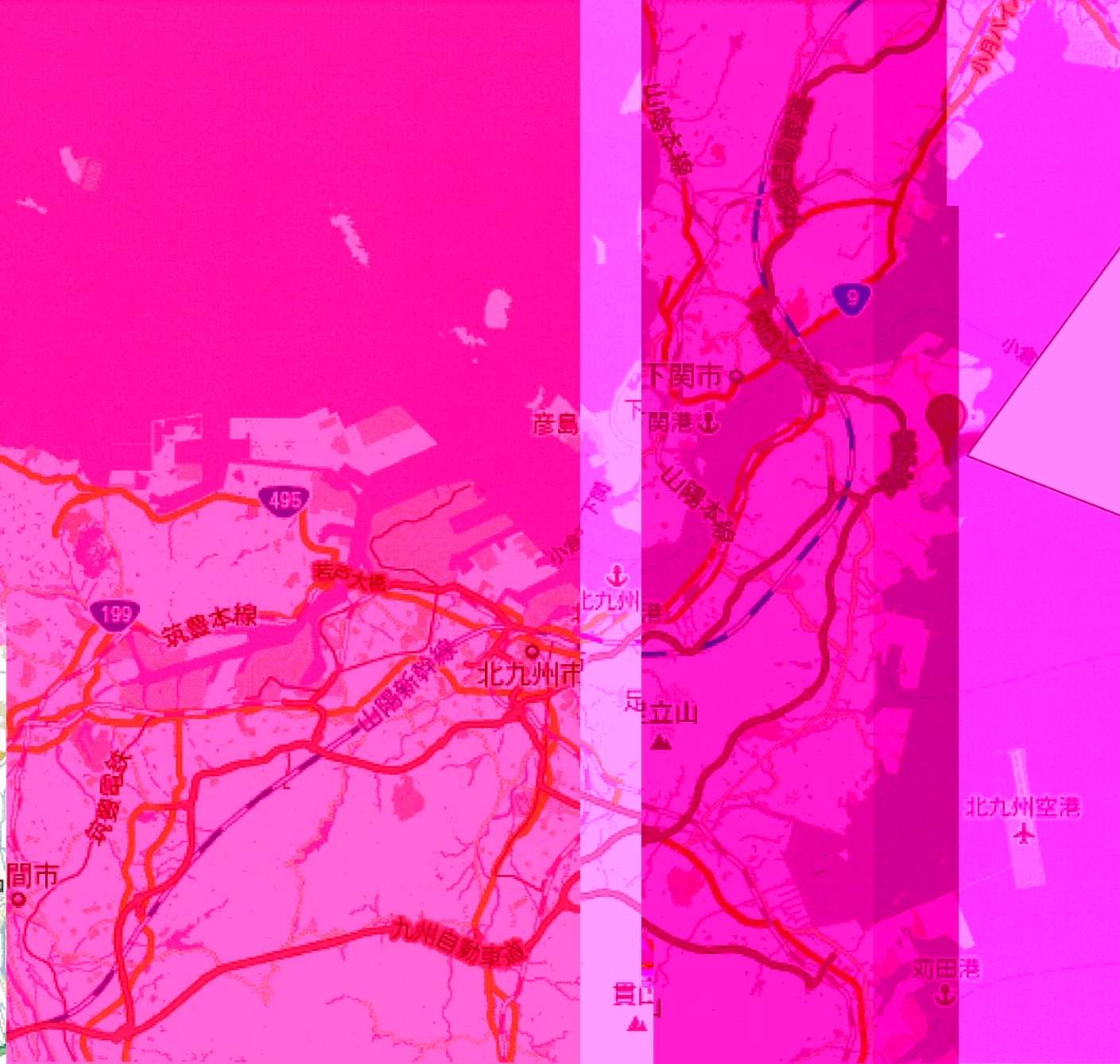
整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由
			変更前 (ha)	変更後 (ha)	
6	北九州森林地域 (縮小)	2	都市 森林	2 都市	用途転用（住宅団地の造成）により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。



整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置 (予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
7	北九州森林地域 (縮小)	3	都市 森林	3 都市	他用途転用(牧草地の造成)により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。	森林として復元される見込みがないことが確認され、今後、森林として利用すべき土地ではない。	遠賀川地域森林計画の発効 (平成24年度)



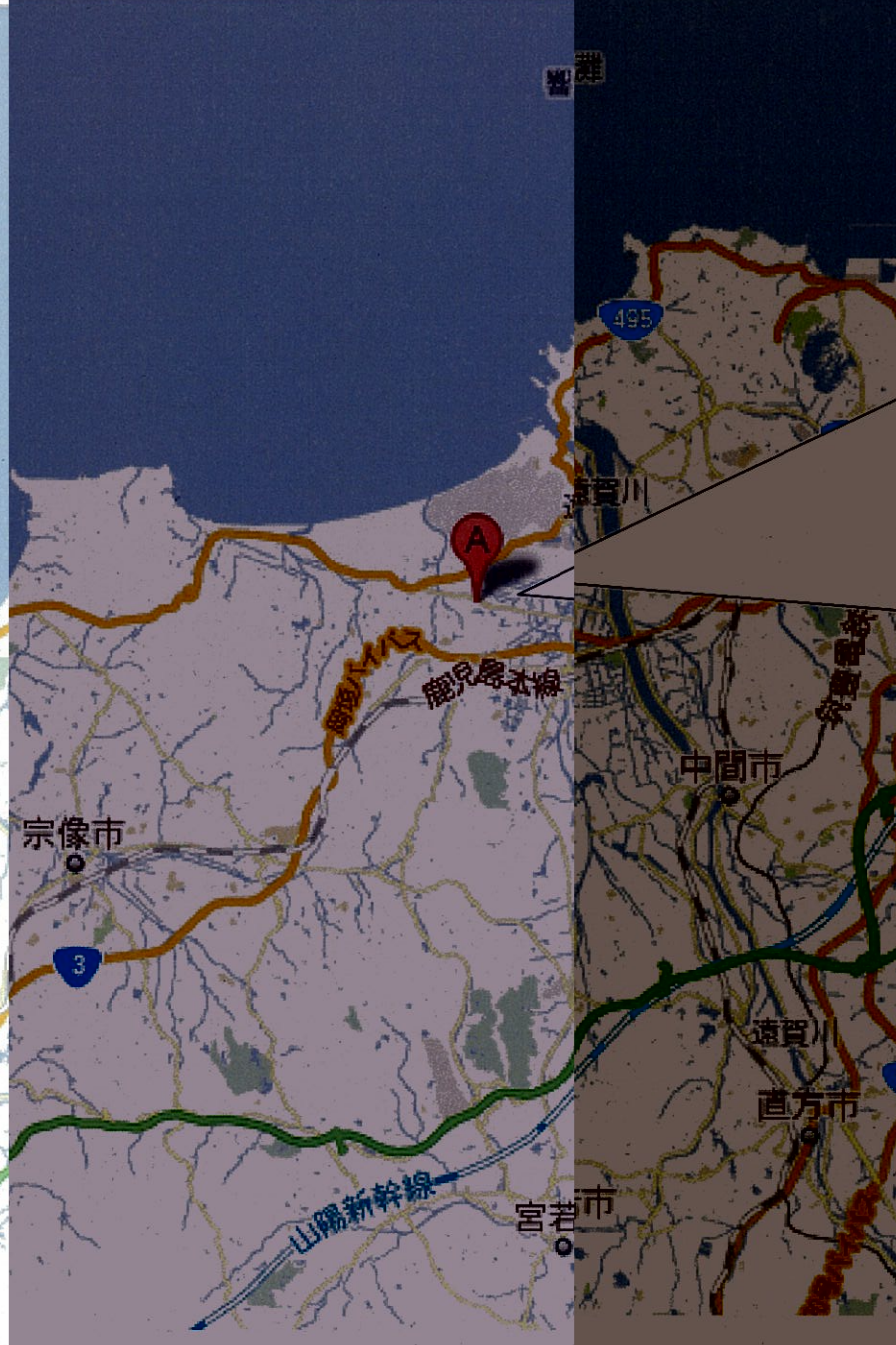
整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置(予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
8	北九州森林地域(縮小)	2	都市森林	2 都市	他用途転用(土石等の掘削及び埋立等による森林の減少)により、森林として利用・保全を図る必要が生ずるため。	森林として復元される見込みがないことが確認され、今後、森林として利用すべき土地ではない。	遠賀川地域森林計画の発効(平成24年度)



整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重		現況等 変更後 (ha)	個別規制法による地 変更を必要とす	域・区域の 理由
			変更前 (ha)	都市 農業 森林			
9	岡垣森林地域 (縮小)	2	2	都市 農業 森林	2 2 2	他用途転用（土石等の採掘及び により現況森林でなくなり、森 を因る必要がないため。	事業場用地の造成） 林として利用・保全 森 い こ し て



地図データ ©2012 Google, ZENRIN



整理番号	変更地域名	変更部分面積 (ha)	変更部分の重複状況等		個別規制法による地域・区域の変更を必要とする理由	土地利用の基本的方向	関連する個別規制法の措置 (予定)
			変更前 (ha)	変更後 (ha)			
10	上毛森林地域 (縮小)	1	農業 森林	1 農業	他用途転用（土石等の採掘及び事業場用地（貯木場）の造成）により現況森林でなくなり、森林として利用・保全を図る必要がないため。	森林として復元される見込みがないことが確認され、今後、森林として利用すべき土地ではない。	遠賀川地域森林計画の発効 (平成24年度)

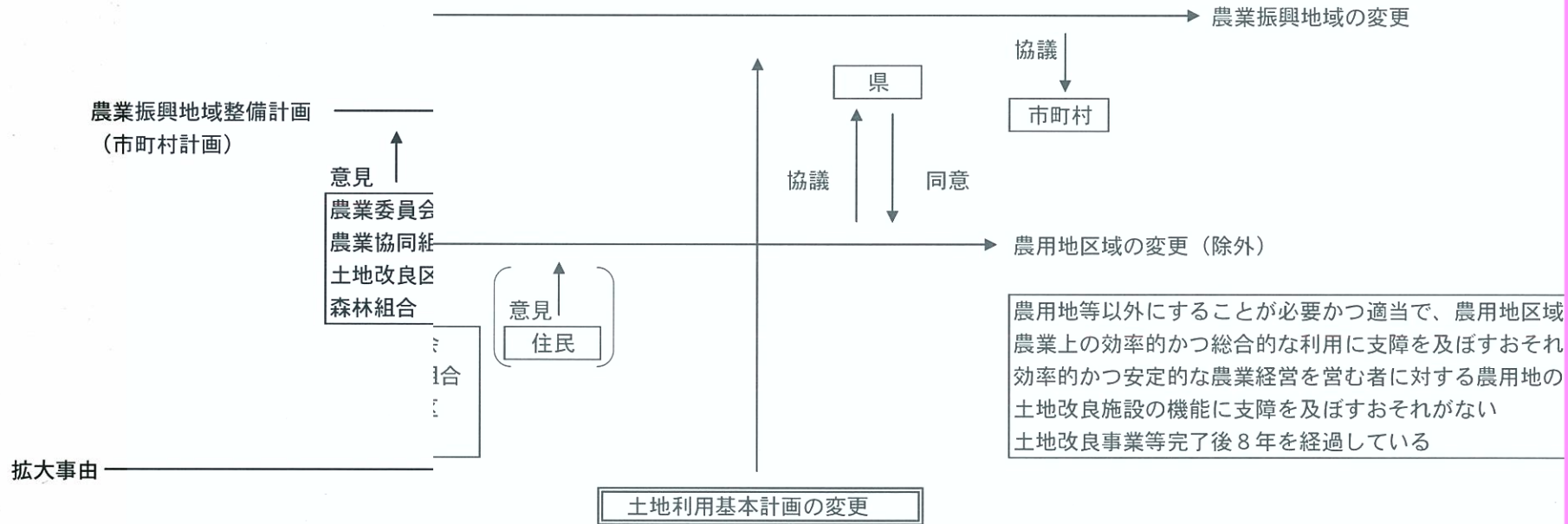


地図データ ©2012 Google, ZENRIN

農業振興地域
(県指定)

今後概ね10年以上にわたり、総合的に農業
農用地等として利用すべき相当規模の土地
農業経営の近代化が図られる見込みが確実
土地の農業上の利用の高度化を図ることが

縮小事由
振興を図るべき地域
があること
であること
相当と認められること



拡大事由

農業振興地域整備計画
(市町村計画)

意見 ↑ 農業委員会 農業協同組合 土地改良区 森林組合

意見 ↑ 住民

地域森林計画
対象民有林
(県計画)

林地開発許可申請

意見 ↑ 森林審議会

許可

完了確認

災害を発生させるおそれがない
水害を発生させるおそれがない
水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがない
環境を著しく悪化させるおそれがない

・開発中止、復旧
・開発区域の変更
これらの可能性に
計画対象とする森